

株式会社テレビ松本ケーブルビジョン契約約款

株式会社テレビ松本ケーブルビジョン（以下「当社」という）と、当社が行う業務の提供を受けるもの（以下「加入者」という）との間に結ばれる契約は以下の条項によります。

（提供する業務）

第1条 当社は、定められた区域（以下「業務区域」という）において、加入者に次のサービスを提供します。

（1）基本サービス

放送法第2条に定める放送事業者のテレビジョン放送、データ放送及びラジオ放送の同時再送信サービス並びに当社の自主放送サービスのうち、別表1第1項に定めるサービス

（2）オプションサービス

放送法第2条に定める委託放送事業者が行う有料放送サービスのうち、別表1第2項に定めるサービス（別表5に定めるオプションサービス料を支払う場合又は(株)WOWOWと加入者間で受信契約を締結し、その視聴料を支払う場合に限り。）

（3）緊急地震速報サービス

別に定める「緊急地震速報サービス利用規約」にそった緊急地震速報サービス

（4）上記に付帯する業務

（契約の対象並びに成立）

第2条 本契約は、各世帯ごとの加入申込者が当社所定の加入契約申込書を提出し、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

（加入金）

第3条 当社に加入し業務の提供を受けようとする者は、別表2により加入金を当社の指定した日に払い込むものとします。加入金の支払いは別表3のとおりとします。

一般の個人加入以外については、別途協議して料金を決定します。

（利用料）

第4条 (1) 加入者は別表4に定める利用料を毎月支払うものとします。

利用料は、業務の提供を受けた月から支払義務が生じるものとします。解約の場合は解約日の属する月の利用料について支払いを要します。

なお、当社の業務の全部が引き続き14日間以上停止した場合は、その月の利用料の支払いは要しません。

(2) デジタルベーシックサービス、デジタルぱっくサービス及びJチャンプラスサービス（以下「デジタルサービス」という）を利用する場合は、別表4第2項に定める追加料金の支払いが必要です。

（NHK及び(株)WOWOWの料金）

第5条 別表2、4に定める料金については、NHKの受信料及び(株)WOWOWの加入料及び視聴料は含まれておりません。従ってこれらの受信については、NHK及び(株)WOWOWと加入者間で受信契約を結び、それぞれに対して料金を支払っていただきます。

（デジタルチューナ）

第6条 加入者は、当社が提供するデジタルサービスを利用するために必要な機器であるデジタルチュ

ーナ及びリモートコントローラ等の貸与を受けることができます。

(2) 付属のBSデジタル放送用ICカード（以下B-CASカードという）及びCSデジタル放送用ICカード（以下C-CASカードという）の取扱いについては、第22条又は第23条の規定によるものとします。

(3) デジタルチューナのリモートコントローラと電池は消耗品のため、交換が必要な場合は加入者の負担とします。

(4) 加入者はデジタルチューナを本来の用法に従って使用するものとし、故意又は過失によるデジタルチューナの破損、紛失等の場合には、これによる損害を当社に賠償するものとします。

(5) 貸与されたデジタルチューナの第三者への譲渡は禁止します。

(6) 当社が加入者に貸与したデジタルチューナに故障が生じた場合には、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者がデジタルチューナを本来の用法に従って使用しなかったときは、該当いたしません。また、当社が認める場合を除き、加入者はデジタルチューナの交換を請求できません。

(7) デジタルチューナの貸与を受けた加入者は、解約時に、B-CASカード及びC-CASカードと一緒に、当社に返還するものとします。その際、別表6に定める解約手数料を支払うものとします。ただし、デジタルチューナを当社に持参された場合は不要です。

(8) 加入者は、当社が必要に応じて行うデジタルチューナのソフトウェア等のバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。

(9) デジタル放送は、当社の指定するデジタルチューナに、当社が管理するB-CASカード及びC-CASカードが設置された場合のみ、ご利用いただけます。

(10) デジタルチューナの最低利用期間は支払い開始月から1年間とします。

（設置場所の無償提供）

第7条 当社は、施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等は無償で使用できるものとします。

加入者は、契約締結について地主、家主等利害関係者があるときは、予め必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

（設置工事等）

第8条 当社の業務に必要な設備の設置工事は、当社及びその指定する業者が行います。また、松本市波田地区及び山形村の加入者が、デジタルサービスから地デジコースサービス又はノーマルサービスへ変更する場合、当社又はその指定する業者が加入者の保安器にて必要な措置を講じます。

加入者が当社に無断で増設工事等を行い、当社の施設を利用した場合は、別途当社の定めた利用料を支払わねばなりません。

（保守責任）

第9条 当社の維持管理、保守責任範囲は、当社の放送センターから保安器までとし、保安器の出力端子以降の施設及び受信機等に起因する障害の修復に要する費用は加入者負担とします。

加入者は、故意又は過失により当社の施設に障害・故障をもたらした場合は、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。

（設置場所の変更等）

第10条 加入者は当社の業務区域内に限り、受信施設の設置場所を変更できるものとし、その変更に必要な工事費等は加入者の負担とし、当社が別途定める規定の金額を支払うものとします。

（受信業務の変更）

第11条 加入者は、受信内容を変更しようとする時は速やかに当社に申し出るものとし、当社はその

申し出に基づき速やかに業務を提供します。

(業務内容の変更)

第12条 当社は止むを得ない事情により、業務内容を変更することがあります。この場合、変更によって起こる損害の賠償には応じません。

(無断使用等の禁止)

第13条 加入者がテープ、配線等により当社の業務を第三者に提供することを禁止します。

(加入契約の解約)

第14条 加入者は正当な理由がある場合、本契約を解約することができます。この場合、当社は設備負担金から設備償却分その他必要経費を差し引いた残額を、解約の日から3ヶ月以内に返還するものとします。ただし、山形ケーブルテレビサービス及び朝日村ケーブルテレビからの移行加入、松本市四賀地区、松本市安曇地区、松本市奈川地区、塩尻市デジタル放送対策事業、JA松本ハイランド組合員団体一括加入、松本市地域情報通信基盤整備推進事業の加入については、設備負担金の返金はありません。

(別表7参照)

(2)天災・事変または当社の責に帰さない事由等により、当社が業務を継続することが出来なくなった場合は、設備負担金を返金しないものとします。

(3)解約の場合、当社は当社の施設を撤去しますが、撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物、アンテナ等の復旧を要する場合は、加入者においてその復旧費用を負担するものとします。

(一時停止)

第15条 加入者より業務の提供の一時停止の申し出があった場合は、一時停止を申し出た日の属する翌月から、再開した日の属する前月までの料金は、無料とします。

なお、デジタルチューナの一時停止はできません。

(名義変更)

第16条 当社が定める条件を満たす場合、新加入者は当社の承認を得て、旧加入者の名義を変更できるものとします。この際、当社指定の用紙により当社に届け出るものとします。

(加入者の義務違反による停止)

第17条 当社は加入者が加入金の支払を1回でも遅延した場合、又は利用料の支払いを3ヶ月分以上遅延した場合、その他契約約款に違反する行為があった場合は、業務の提供を停止するか、または催告のうえ本契約を解除することができるものとします。

この場合、加入者は解除の日から7日以内に、自己の費用でデジタルチューナその他当社の施設一切を返還するものとします。

また、当社は施設の返還の有無にかかわらず、サービスの提供を停止いたします。

(2)前項により本契約が解除された場合、当社は設備負担金の返金はいたしません。また、損害がある場合は加入者の負担となります。

(免責事項)

第18条 当社は、次の場合のサービス提供の停止に基づく損害の賠償責任は負わないものとします。

- ・天災、事変
- ・放送衛星、通信衛星の機能停止、及び降雨減衰
- ・当社が当社の区域外波受信設備（以下「受信点」という）において受信することができる

- 県外の放送局の放送の同時再送信に関して、受信点において発生する電波伝搬の異常によって起こる受信電界強度の時間的変動（フェージング）
- ・その他当社の責に帰することのできない事由

（料金の支払い方法）

第 19 条 加入者は、本契約に基づく料金については、当社の指定する期日までに当社の指定する方法により、支払うものとします。

尚、口座振替（振替指定日は、別表 8 に定めるとおりです。）に伴う領収書については金融機関の通帳の記載をもってかえさせていただきます。

(2) 利用料について、1 年分前納する場合は、1 ヶ月分減額になります。尚この 1 ヶ月分は、払込済の最終月分とします。

(3) 加入者が当社に料金を振込む場合の金融機関の振込手数料は、加入者負担とします。

（加入金、利用料等の改定）

第 20 条 社会、経済情勢の変化に伴い、加入金、利用料等を改定することがあります。その場合には、改定 1 ヶ月前までに当該加入者に通知します。ただし、加入金については既加入者には適用いたしません。

（遅延損害金）

第 21 条 本契約に定める金銭債務の遅延損害金は年 1 4 % の割合によるものとします。

（B-CAS カードの取扱いについて）

第 22 条 「B-CAS カード」に関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「CATV 専用 B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

(2) 加入者の故意又は過失により B-CAS カードを破損又は紛失した場合には、その損害額及び再発行手数料 1, 995 円（消費税込）を直ちに当社に支払うものとします。

（C-CAS カードの取扱いについて）

第 23 条 「C-CAS カード」に関する取扱いについては、別紙 1 「CAS 用 IC カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

（加入者個人情報の取扱い）

第 24 条 当社は、保有する加入者個人情報については、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成 16 年 8 月 31 日総務省告示第 696 号。以下「指針」という）に基づくほか、当社が指針第 28 条に基づいて定める「個人情報保護方針」及び別紙 2 「個人情報のお取扱いについて」に基づいて適正に取扱います。

(2) 当社の「個人情報保護方針」には、当社が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」という）が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取扱いに関し必要な事項を定め、当社のホームページ上において公表します。

(3) 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

（東京キー局の放送サービス）

第 25 条 第 1 条第 1 項に定める基本サービスのうち、東京キー局の放送サービスは次のとおり

とします。

- (1) 東京キー局のアナログ放送サービスは、平成23年7月24日をもって終了します。
- (2) 東京キー局の地上デジタル放送サービスは、東京キー局との話し合いによる一定期間の経過措置（激変緩和措置）によるものであるため、平成26年7月24日をもって終了します。
なお、テレビ東京の地上デジタル放送サービスについては、平成26年7月25日以降も提供できるよう協議を継続します。
- (3) 東京キー局の地上デジタル放送を視聴するためには、地上デジタルチューナ又は当社のデジタルチューナが必要となります。
- (4) 加入者は、東京キー局の地上デジタル放送を視聴するにあたり、受信機のチャンネルの地域設定を「長野」に設定するものとします。
- (5) 東京キー局の地上デジタル放送の地域情報、行政情報、災害情報、防災情報及びCM等（以下「地域情報等」という）は、関東地域のものであるため、加入者は、長野県内の地域情報等入手するために県内放送局の地上デジタル放送を視聴するものとします。
- (6) 東京キー局の放送サービスは、一定期間の経過措置（激変緩和措置）によるものであるため、東京キー局の地上デジタル放送サービス開始後の加入者は、一部のチャンネルを除いてサービスを利用できません。

（デジアナ変換の放送サービス）

第26条 第1条第1項に定める基本サービスのうち、長野県内放送局の地上デジタル放送及び当社の自主デジタル放送のアナログ変換による放送サービス（以下「デジアナ変換サービス」という）は次のとおりとします。

- (1) デジアナ変換サービスの提供期間は、平成23年7月1日から平成27年3月31日までとします。
- (2) デジアナ変換サービスには、次の各機能上の制約があります。
 - ・映像はSD画質であること
 - ・画角はレターボックス形式であること
 - ・オーディオはステレオ対応（5.1chは非対応）、2カ国語対応（音声2ESは非対応）であること
 - ・データ放送、EPG、字幕等はないこと
 - ・コンテンツはコピーワンスであること
 - ・マルチ編成等により複数の番組が放送されている場合でも、サブチャンネルは再送信しないこと

（定めなき事項）

第27条 この契約約款に定めてない事項、あるいは疑義が生じた場合は、当社及び加入者並びに加入申込者はお互いに信義誠実の原則にたつて円満に解決にあたるものとします。

- 付則
- (1) 当社は特に必要がある場合は、本契約に特約を付することができるものとします。
 - (2) 一括加入、業務用等については、別途定めます。
 - (3) 当社は、総務大臣に届け出・受理された上で、この契約約款を変更する場合があります。
この場合、当社と加入者との契約内容は、変更後の契約約款の内容によることとします。
 - (4) 朝日村ケーブルテレビからの移行加入者とは、この契約約款の規定に基づく契約が結ばれているものとみなします。
 - (5) 当約款は、平成23年7月25日から一部改正のうえ施行します。

特約

〈クレジットカード支払いに関する特約〉

- 1, 加入者は、加入者が支払うべき当社の提供するサービスの月額料金、加入金等の一切の債務を、加入者が指定する当社が取り扱い可能なクレジットカード（J C B、V I S A、マスター、アメリカン・エクスプレス、ダイナース）で、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うことができます。
- 2, 加入者は、当社に申し出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、加入者が届出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、加入者が届出たクレジットカード以外のクレジットカード番号で代金請求した場合も、前項と同様とします。
- 3, 加入者は、当社に届出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅延なく当社にその旨を届け出ることとします。
- 4, 加入者は、加入者が指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除されても異議を申し立てないこととします。

別表 2

加入金 (税込)

1世帯あたり	71,400円
増設テレビ1台につき	13,650円
FM受信機1台につき	13,650円
(FMのみの加入はテレビに準じます。)	

別表 3

加入金支払方法 (税込)

払込方法 加入金内訳	1回払	3回払	5回払	10回払
設備負担金(預り金)	42,000円	42,000円	42,000円	42,000円
引込工事費	29,400円	29,400円	29,400円	29,400円
分割手数料	-	2,000円	3,000円	5,000円
合 計	71,400円	73,400円	74,400円	76,400円

別表 4

利用料 (税込)

(1) 基本料金 (税込)

サービス区分	月額
ベーシックサービス、デジタルベーシックサービス、デジタルぱっくサービス	2,520円
地デジコースサービス、Jチャンプラスサービス、ノーマルサービス	840円
朝日村のデジタルベーシックサービス	1,600円
朝日村のデジタルぱっくサービス	3,360円

(2) 追加料金 (税込)

サービス区分	月額
デジタルベーシックサービス(デジタルチューナ2台目以降1台あたり)	525円
デジタルぱっくサービス(デジタルチューナ1台あたり、ただし、朝日村はデジタルチューナ2台目以降1台あたり)	1,155円
Jチャンプラスサービス(デジタルチューナ1台あたり)	525円

別表 5

オプションサービス料（税込）

チャンネル区分	月額
スター・チャンネル ハイビジョン	2,100円
スター・チャンネル マルチプレックス(スター・チャンネル、スター・チャンネルプラス、スター・チャンネルクラシックの3チャンネル)	2,100円
衛星劇場	1,890円
グリーンチャンネル(グリーンチャンネルEAST、グリーンチャンネルWESTの2チャンネル)	1,260円
フジテレビ(フジテレビONE、フジテレビTWOの2チャンネル)	1,050円
東映チャンネル	1,575円
TBSチャンネル	630円
フジテレビ(フジテレビONE、フジテレビTWO、フジテレビNEXTの3チャンネル)	1,575円
フジテレビNEXT	1,260円
J sports Plus	1,365円
Mnet	1,575円
アニメシアターX	1,890円

別表 6

デジタルチューナ設置料及びデジタルサービス変更・解約手数料（税込）

デジタルチューナ設置料	1台あたり	5,250円
デジタルサービス変更手数料	同上	2,100円
デジタルサービス解約手数料	同上	3,150円

別表 7 解約に伴う返金について

	設置工事終了後 2年以上経過	設置工事終了後 1年以上2年未満	設置工事終了後 1年未満
設備負担金	なし	設備負担金の33%	設備負担金の67%

注) 山形ケーブルテレビサービス及び朝日村ケーブルテレビからの移行加入、松本市四賀地区、松本市安曇地区、松本市奈川地区、塩尻市デジタル放送対策事業、JA松本ハイランド組合員団体一括加入、松本市地域情報通信基盤整備推進事業の加入については、設備負担金の返金はありません。

別表 8

金融機関の振替指定日（休日の場合は翌営業日）

金融機関名	振替指定日
八十二銀行、松本信用金庫、長野県労働金庫、長野銀行、長野県信用組合、ゆうちょ銀行、松本ハイランド農業協同組合、松本市農業協同組合、塩尻市農業協同組合、洗馬農業協同組合、あづみ農業協同組合、木曾農業協同組合	26日
三井住友銀行	23日
りそな銀行、埼玉りそな銀行	25日
みずほ銀行、みずほコーポレート銀行	27日

CAS用ICカード使用許諾契約約款

株式会社テレビ松本ケーブルビジョン(以下「当社」という)は、お客様がこの約款の内容に同意される場合に限りに、CSデジタル放送用ICカード(C-CASカード)(以下「カード」という)をお客様が使用することを許諾します。

第1条 (カードの使用目的)

カードには、デジタルCATV放送受信機器(以下「デジタルチューナ」という)を制御する集積回路(IC)が内蔵されています。このカードは、有料放送サービスの視聴のために必要となります。

第2条 (カード使用許諾)

このパッケージに同封されているカードの所有権は当社に帰属します。この約款に同意したお客様(以下「使用者」という)に限りに、この契約に基づきカードの使用を許諾します。

第3条 (カードの貸与単位)

当社は、使用者に対し、デジタルチューナ1台につき、カード1枚を貸与します。

第4条 (カードの管理等)

使用者は、カードをデジタルチューナに常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難、故障および破損することのないよう十分注意(善良な管理者の注意)をしなければなりません。

(2)当社が使用者のカードが使用されたものと確認して取り扱った場合、当社は放送の受信その他受信機器を用いて行われる全ての操作が使用者によって行われたものとみなし、カードの第三者による不正利用等の事故により損害が生じても、当社は一切の責任を負いません。

第5条 (カードの故障および交換等)

使用者は、カードに起因すると推測される受信障害が発生した場合は、当社に連絡してください。

(2)使用者に貸与されたカードの故障によって受信障害が発生したと当社が認定した場合は、当該カードを交換します。この場合、当社が無償と認定した場合を除き、使用者は当社に対し、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。

(3)カードの故障により、ペイ・パー・ビュー放送サービス、有料放送サービス等が視聴できない等の損害が生じても、当社は一切の責任を負いません。

(4)第2項の場合、当社からカードの故障が認定されたカードは、直ちに当社に返却しなければなりません。

第6条 (カードの紛失・盗難等および再発行)

使用者が、カードを紛失または盗難等にあった場合は、直ちに当社に通知しなければなりません。

(2)当社が前項の通知を受理した場合は、当該カードを無効とし、カードを通じて行う各種サービスの対応を停止します。

(3)紛失または盗難等により、当社が使用者からカードの再発行の請求を受けた場合は、当社が再発行することを不適と認めた場合を除き、カードの再発行を行います。

(4)前項の場合、使用者は当社に対し、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。

第7条 (不要となったカードの返却等)

使用者は、カードが不要となった場合は、直ちに当社に連絡のうえ、カードを返却しなければなりません。

(2)前項に基づく返却があった場合、この契約は終了します。

(3)カード返却受理後に、新たにカードの発行請求を受けた場合、当社は第6条第3項および第4項の規定に順じて、カードの再発行を行います。

第8条（使用許諾の取り消し）

当社の都合により、カードの使用許諾を取り消す場合があります。

(2)当社の都合により、使用者にカードの交換・返却を要求することがあります。

第9条（禁止事項等）

使用者は、カードの複製・翻案、および改造・変造・改ざん等カードの機能に影響を与える行為を行うことはできません。また使用者は、カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。

(2)使用者はカードをレンタル、リース、賃貸または譲渡その他方法のいかんを問わず、第三者に使用させることはできません。ただし、使用者と同一世帯の者に限り、使用者の責任において、当該カードを利用させることができます。

(3)使用者が法人で、当社に個別に要請のあった場合は、前項の規定によらず、当社が別に定める規定によるものとします。

第10条（契約義務違反）

使用者がこの契約に違反した場合、当社は契約を解除し、使用者に対し、当該カードの返却を求めるほか、当社が被った損害の賠償を請求することができます。

第11条（免責事項）

当社は、この約款に別段の規定のある場合ほか、カードの使用に関して発生する使用者の損害について当社に故意または重大な過失のある場合を除き、一切の責任を負いません。

第12条（契約約款の変更および周知方法）

この契約約款は変更することがあります。この契約約款の変更事項または新契約約款については、別に定める方法で周知します。

[別表] カード再発行費用

第5条第2項および第6条第4項に規定する「カード再発行費用」

2,940円（消費税込）

別紙 2

個人情報のお取扱いについて

個人情報に対する基本姿勢

個人情報保護法の趣旨を尊重し、これを担保するために「個人情報保護方針」「個人情報保護計画」「個人情報保護・管理規定」を定め実行してまいります。

保有する個人情報

- ①当社は、お客様の個人情報(ご氏名、ご住所、電話番号、メールアドレス等)を有しています。
- ②お客様の個人情報は、当社のデータベースシステムに登録されます。当社データベースシステムに登録されるお客様の個人情報は、お客様に交付した申込書の写しに記された契約の履行に伴い発生する料金請求情報等です。

お客様の個人情報の利用目的

- ①サービスに関する工事の施工、料金請求や収納業務等のため。
- ②お客様に対してダイレクトメール、電子メール、定期訪問等により情報(商品案内など)をご提供するため。
- ③各種キャンペーン等のお知らせをお客様にお届けするため。
- ④お客様から寄せられたご意見、ご要望等にお応えするため。
- ⑤お客様が当社からご購入頂いた商品のアフターサービス、メンテナンス、定期点検等を行うため。
- ⑥お客様の個人情報の集計・分析を行い、個人を識別・特定できないように加工した統計情報を作成し、新規サービスの開発等を行うため。

お客様の個人情報の第三者への提供

第三者への提供にあたっては、機密保持のための必要な措置を講じます。

第三者への個人情報の提供は停止請求をできますが、契約履行上・管理上の支障が生じることがあります。

お客様の個人情報(ご氏名、ご住所、電話番号、メールアドレス等)は、次のいずれかに該当する場合を除き、いかなる第三者にも提供いたしません。この利用は、お客様からの申し出により取り止めます。

- ①お客様からご同意をいただいた場合。
- ②お客様個人を識別できない状態にしている場合。
- ③当社が委託する工事業者等に提供する場合。
- ④人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難であるとき。
- ⑤公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難であるとき。
- ⑥国の機関もしくは地方公共団体が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- ⑦法令に基づく場合。

お客様の個人情報の保護対策

- ①当社の従業員に対して個人情報保護のための教育を定期的に行い、お客様の個人情報を厳重に管理いたします。
- ②当社が保有するデータベースシステムについては、「情報セキュリティ管理規定」に従い、必要なセキュリティ対策を講じます。

お客様の個人情報の外部委託

当社が保有する個人情報の処理については外部委託をするときは、必要な契約を締結し、当社の従業員に対するのと同等の管理・監督を行います。

お客様の個人情報の共同利用

お客様の個人情報を共同利用するときは別途必要な処置を講じます。

苦情、訂正・利用停止等の申し立て先

- ①個人情報の取扱責任者：総務部長 高山潔
- ②苦情・相談窓口：総務部
電話：0263-35-1008 F A X：0263-36-4001
E-MAIL：info_catv@tvm.co.jp

個人情報の削除・消去

お客様との契約解除後5年経過後、お客様の事前・事後の承諾を得ることなく、お客様の個人情報を安全かつ完全に削除・消去することがあります。